

会員各位

平成 28 年 2 月 12 日
一般社団法人奏の杜パートナーズ
奏の杜集会所運営委員会

「奏の杜集会所」に関するご案内

拝 啓 皆様におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
日頃より奏の杜パートナーズの活動に対し、ご理解・ご協力を頂き厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件、奏の杜地区の集会所(習志野市奏の杜 3 丁目 8 番 6 号)の運用について、
パートナーズの理事会において検討を重ね、奏の杜集会所運営委員会を設置して、準備を
行っております。

つきましては使用までの手順を、添付の「奏の杜集会所ご利用のしおり」にまとめましたので、
ご覧ください。

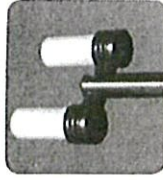
(奏の杜ホームページ <http://www.kanadenomori.jp> のかわら版にも詳細を掲載してあります)

まずは、ご利用のしおりにしたがって「奏の杜集会所使用グループ登録」を行ってください。
なお、使用開始(登録グループによる「3 月使用申込」「4 月使用開始」予定)につきましては、
諸処手続き中のため、変更となる場合がございますこと、あらかじめご了承ください。
今後のスケジュール等につきましては、随時ホームページ、回覧、掲示等でみなさんにお伝え
してまいります。

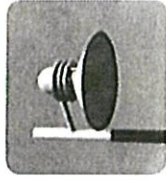
ご不明点等がございましたら事務局(047-493-5973: 平日 9:00~17:00)、FAX ~~047-493-5962~~
メール: kanadenomori2014@yahoo.co.jp へご連絡ください。

敬 具

人・まち・緑のシンフォニー



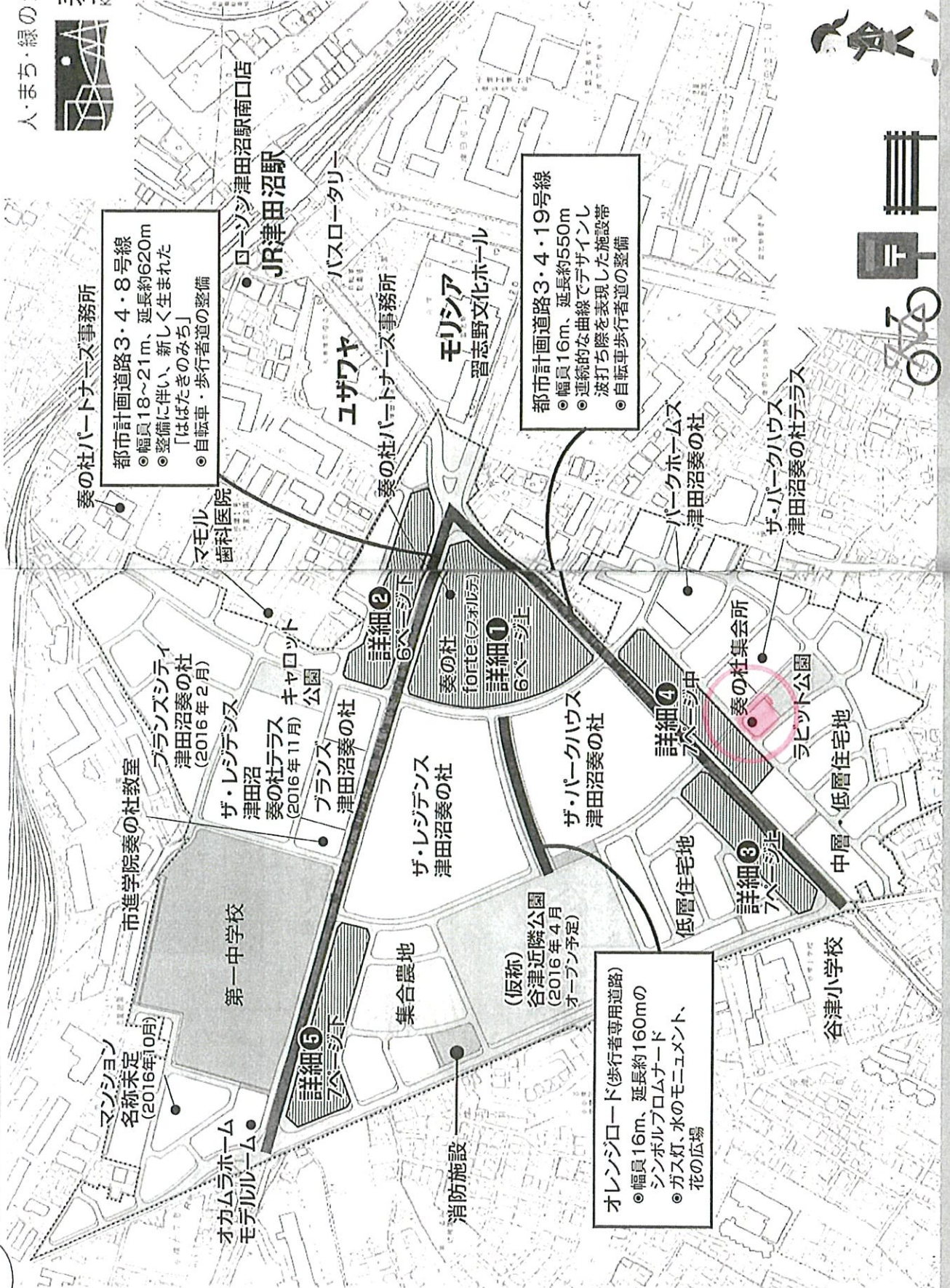
歩道照明



防犯灯



車道灯



奏の杜 パートナース事務所

- 都市計画道路3・4・8号線
- 幅員18~21m、延長約620m
- 整備に伴い、新しく生まれた「はばたきのみち」
- 自転車・歩行者道の整備

都市計画道路3・4・19号線

- 幅員16m、延長約550m
- 連続的な曲線でデザインし、波打ち際を表現した施設帯
- 自転車歩行者道の整備

オレンジロード(歩行者専用道路)

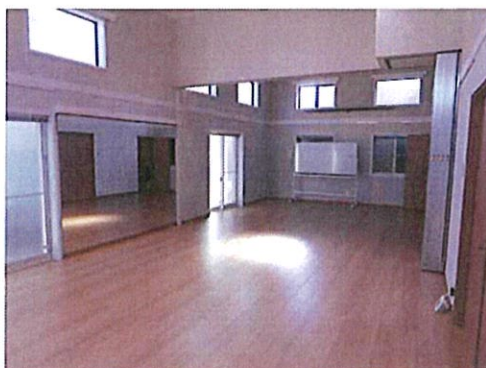
- 幅員16m、延長約160mのシンボルフロムナード
- ガス灯、水のモニュメント、花の広場



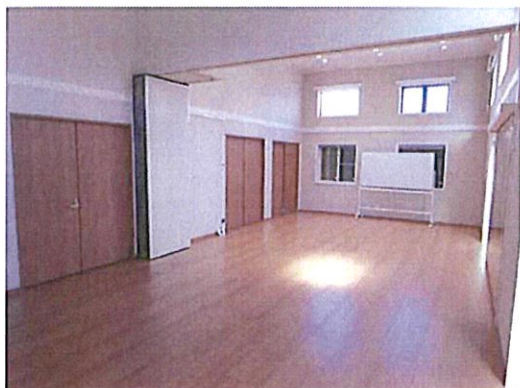
泰の杜集会所



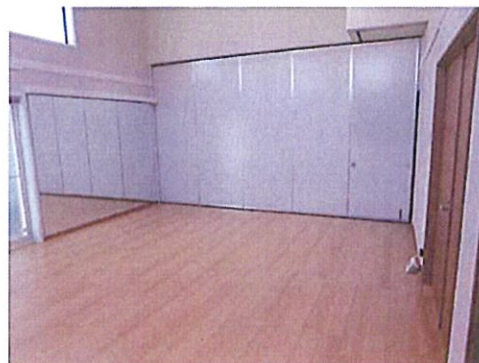
玄関&郵便ポスト



1階集会室AB(あわせて)



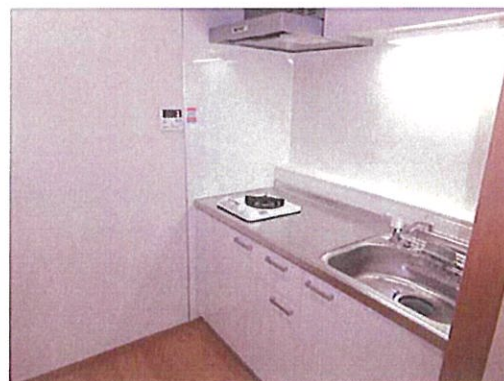
1階集会室AB(あわせて)



1階集会室A



1階集会室B



1階厨房



2階会議室1



2階会議室2

奏の杜集会所使用規則

第1章 総則 第1条

目的

「この規則は、奏の杜パートナーズ居住者会（以下「居住者会」という）を含む、一般社団法人奏の杜パートナーズ（以下「パートナーズ」という）が行う地域コミュニケーション活動を支援・拡大するために設置された「奏の杜集会所」（以下「集会所」という）の適正な管理と運営を図ることを目的とする。」

第2条

使用できるもの

「集会所を使用できるものは、奏の杜集会所使用細則（以下「使用細則」という）に定めた登録グループとする。」
但し、上記以外のものからの使用の申し込みがあったときは、第4条に定める集会所運営委員会（以下「運営委員会」という）が、使用の目的等内容を審査のうえ許可することができる。

第3条

使用目的

1. 「集会所の使用は、次の目的」によるものを原則とする。
 - 1) パートナーズまたは居住者会が開催する、理事会（役員会）、その他委員会等会及び諸行事
 - 2) パートナーズまたは居住者会の会員が主催する諸行事
 - 3) 官公庁が必要とする場合
 - 4) その他使用の目的からして運営委員会が必要と認めた場合
2. 以下を目的とする使用はできないものとし、運営委員会は利用を拒絶、禁止、中止させることができる。
 - ・特定の政治的あるいは宗教的活動を目的とする使用。
 - ・公の秩序、善良な風俗または公益を害する恐れのある場合。
 - ・営利を目的とする等、直接的収益を伴う使用。
 - ・不特定多数の方を集める等、利用者を限定しない使用。
 - ・建物、付属施設、器具、備品等を毀損し、または亡失させる恐れがある場合。
 - ・その他地域コミュニティ活動の妨げとなる場合。
3. 以下の使用目的については、優先使用とする。
 - ・公職選挙法に定める投票所
 - ・地域防災計画に定める避難所
 - ・火災等被災者に提供する一時的な居住場所
 - ・その他、災害・事件・事故等による緊急使用

第2章

集会所運営委員会

第4条 集会所運営委員会の構成

「第1条の目的を達成するために、パートナーズ理事長、同副理事長、事務局長および必要に応じて理事長が指名するものにより、運営委員会を構成する。」運営委員の構成員から、管理責任者(正)(副)を選出する。

第3章

使用の申し込みと管理・運営

第5条 申し込み手続き

「集会所使用の申し込みは、使用細則の定めるところに基づいて申し込むものとする。」

第6条 使用許可の変更等

- 1) 運営委員会は、必要があると認めるときは、あらかじめ又は使用中において、その使用につき条件を付することができる。
- 2) 運営委員会は、必要があると認めるときは、使用の許可を取り消すことができる。
- 3) 運営委員会は、使用者の責に帰すべき損害が発生したと認めるときは、その使用責任者および使用グループに必要な弁償を要求することができる。

第7条 使用者の責任

使用者および使用責任者は、集会所の使用について、次の事項を厳守するとともに、集会所の建物・什器その他に損害を与えたときは必要な弁償をしなければならない。

- 1) 火気に十分注意を払い、火の気の残存しないことを確認すること。(館内禁煙)
- 2) 使用後の清掃と清潔に努めること。
- 3) 騒音、けんかにわたる行為、そのほか風紀上好ましくない行動をしないこと。
- 4) 建物、壁等に針打ち、張り紙をしないこと
- 5) 私物を集会所内におかないこと
- 6) 使用時間を厳守すること
- 7) 消灯、ガス栓の元締め、施錠、エアコン等について確認すること
- 8) その他使用細則を遵守すること

第4章 雑則

- 1) この規則の運営上、細部について疑義が生じた場合は、運営委員会が決定する。
- 2) この規則の改廃は、運営委員会及びパートナーズ理事会で審議の上決定する。

付則

この規則は、平成28年2月1日から施行する。

奏の杜集会所使用細則

第1条

目的

「この細則は、奏の杜集会所使用規則に基づき集会所の適正な運営・管理を図ることを目的とする。

第2条

申し込みと利用

1. 使用グループの登録手続き

- ・使用希望者は、所定の用紙により毎年2回(4月、10月)行われる使用グループ登録を行うこと。
- ・使用登録グループは、5人以上、かつメンバーの過半数が奏の杜パートナーズの正会員およびその家族であること。
- ・当該使用グループ登録手続きは、奏の杜集会所使用規則第4条に定めた集会所運営委員会(以下「運営委員会」という)の承認をもって登録完了とする。なお、第6条のルール等を遵守しない等相当な理由がある場合、運営委員会はその登録を取り消すことができる。

2. 使用申し込みの手順

- ①前項の登録手続きを完了した使用グループは、毎月1日から5日、翌月分の使用申し込みを、所定の用紙により運営委員会から指定された申し込み場所へ提出する。
 - ②毎月10日までに、運営委員会において、提出された申し込み書を確認し、抽選を行う。
 - ③使用希望者は、奏の杜ホームページ(kanadenomori.jp)のかわら版等に掲載する。(個別に当落の通知はしない)
- (第5条の実費負担金の支払い、使用許可書兼チャエック表受領)を行う。

3. 利用方法

- ①使用者は、使用当日AM8:30に集会所入り口において運営委員会に使用許可書を提示し、鍵を受領する。
- ②使用者は、第6条に定めたルールを遵守し、使用後必ず入口の施錠を行い、所定の返却場所へ返却する。その際、使用許可書兼チャエック表に必要事項を記載し、鍵とともにフォルダーに入れ返却すること。

第3条

貸出施設および使用時間

1. 貸出施設は次のとおりとする。
 - ・1階集会所：2(2つをあわせて大集会所として使用可)
 - ・2階会議室：2(会議室1、会議室2)
2. 「集会所の使用時間(使用単位)は、次のとおりとする。
 - ・午前の部使用は、9時から12時までの3時間。
 - ・午後の部使用は、13時から17時までの4時間。
 - ・夜間の部使用は、18時から20時までの2時間。

第4条

休館

集会所の休館は次のとおりとする。

- ・12月27日から翌年1月6日まで
 - ・日曜、祝日
 - ・その他運営委員会が定める日（事前に周知する）
- なお、運営委員会は上記に関わらず、特に必要があると認めるときは使用を許可することができる。

第5条

使用に係る実費負担金

使用者は、集会所施設の使用に係る光熱水費、消耗備品費等の実費として、下記のとおりその一部を負担する。

	1階集會室 <small>(結繩内は2つ併せて使用時)</small>	2階會議室
・午前の部	200円 (400円)	200円
・午後の部	200円 (400円)	200円
・夜間の部	200円 (400円)	200円

但し、パートナーズおよびパートナーズ居住者会の開催する理事会、役員会、委員会、諸行事に係る実費負担金は求めない。
また運営委員会は、使用目的についてその公共性を考慮して実費負担を求めないことができる。

第6条

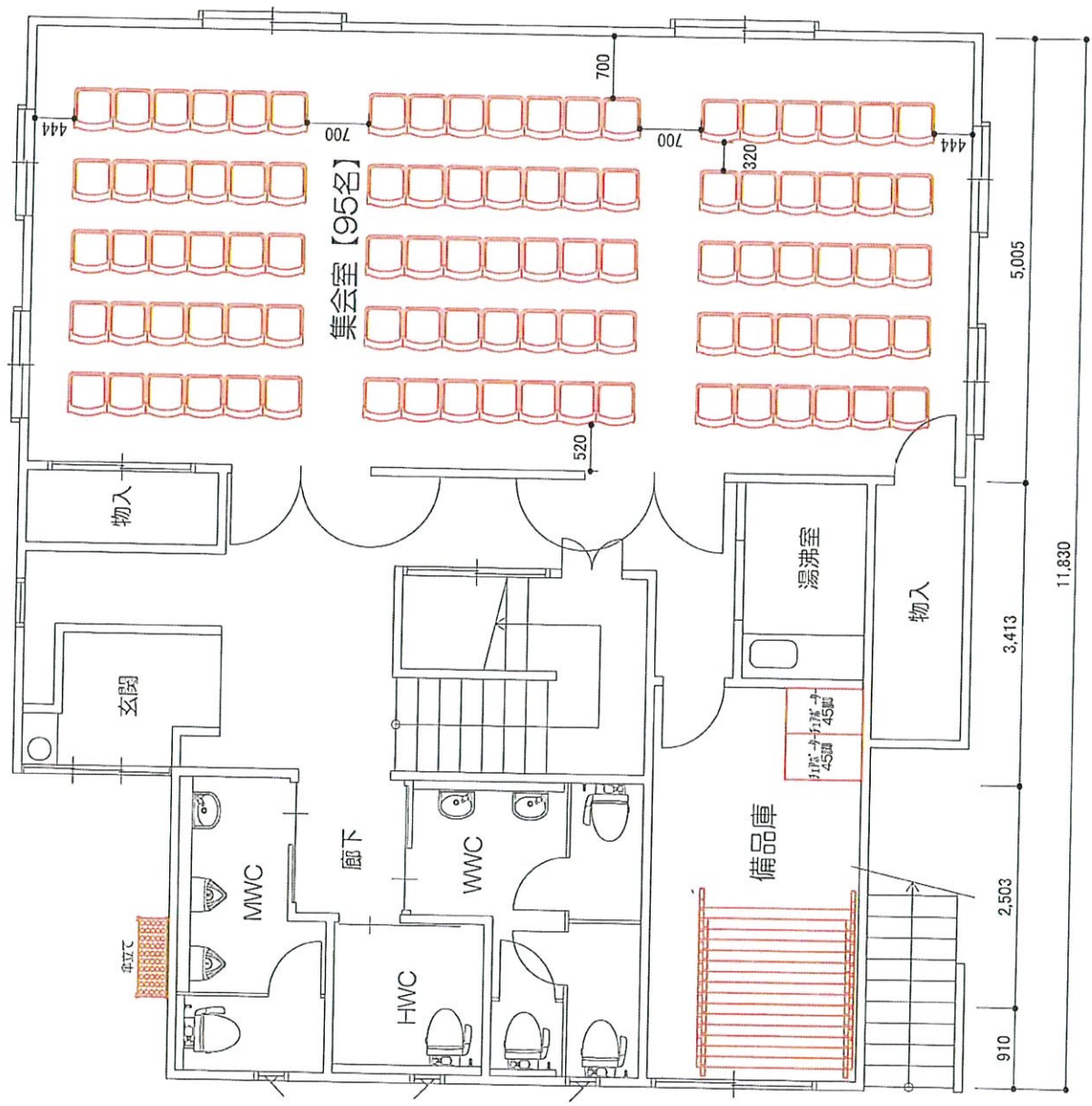
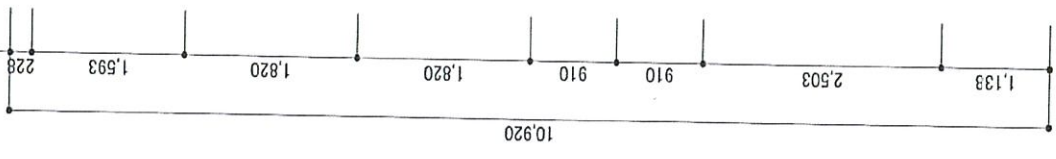
使用者の義務（ルール）

- ・会員共有の財産であり公共施設であることを認識して大切に取り扱い扱うこと
- ・使用者は後片付けと清掃を必ず行うこと
- ・発生した生ごみ・クズ等はすべて持ち帰り処分すること
(なお、飲食を目的とした集会所使用はできません)
- ・電気、水道、ガス(内外の元栓の締めも)、換気扇、クーラー、施設の確認を行うこと
- ・使用后、異常の有無を管理責任者に報告すること(使用許可書兼チェックリストに記載のこと)
- ・万一その使用中に建物、備品等を損傷、紛失せしめたときは、原状に復するための費用を負担すること

付則

この細則は、平成28年2月1日から施行する。

1Fレイアウト案



NO. 211

1/100

KOKUYO
 株式会社国語
 TEL: 03-3501-1111
 FAX: 03-3501-1112

設計 山本 2016/02/01 5015 (RNS) 20160228
 221 山本 2016/02/01 5015 (RNS) 20160228
 222 山本 2016/02/01 5015 (RNS) 20160228
 223 山本 2016/02/01 5015 (RNS) 20160228
 224 山本 2016/02/01 5015 (RNS) 20160228
 225 山本 2016/02/01 5015 (RNS) 20160228

NO. 211
 1/100

NO. 211
 1/100

